

公益社団法人 松阪青年会議所

定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人松阪青年会議所（以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所の主たる事務所は、三重県松阪市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、奉仕・修練・友情の信条のもと、会員の資質の向上と啓発に努めるとともに、人を育て地域社会と国家の健全な発展を目指し、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所はこれを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 地域住民、地域行政に対し、地域が抱える諸問題を調査研究、提起し、更なる地域発展に寄与する事業

(2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業

(3) 次世代を担う児童及び青少年の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業

(4) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1) 会員の指導力向上を目的とする事業

(2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所、ならびに国内国外の青年会議所、その他諸団体との連携に基づく事業

(3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

3 前2項の事業は松阪市及びその周辺において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
 - (2) OB会員
- (入 会)

第7条 本会議所の正会員は、松阪市及びその周辺に居住し、又は勤務する20才以上、40才未満の品格のある青年でなければならない。但し年度途中で上記制限年令に達するときは、その年度内は、制限年令を超えて正会員の資格を有する。

- 2 本会議所の正会員になろうとする者は、別に定める松阪青年会議所会員の資格に関する規程（以下「会員資格規程」という。）に基づき、理事会の承認を得なければならない。
- 3 OB会員は、制限年令の年度末まで正会員であった者とする。

(会員の権利)

第8条 本会議所の正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

- 2 OB会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成を助成するに必要な事業に参加することができる。

(会員の義務)

第9条 本会議所の正会員は、定款に定めるもののほか、諸規程を遵守し、本会議所の会合及び行事につとめて出席し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(休 会)

第10条 やむを得ぬ事由により、本会議所活動に参加出来ない正会員は別に定める会員資格規程に基づき理事会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費については、これを軽減又は免除しない。

(会費、入会金)

第11条 本会議所の正会員は、会費及び入会金及びその他の拠出金を、別に定める会員資格規程に基づき納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 本会議所の正会員は、次の事由により、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会費を納入せず、催促後なお会費を3ヶ月以上納入しないとき。

(6) 会員資格規程に定める出席数を満たさず、催促後なお1ヶ月内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合。

(任意退会)

第13条 正会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第14条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

(1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(3) その他、正会員としての適格性を著しく欠くと認められたとき。

2 前項に該当して正会員を除名する場合には、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会においてその正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第15条 正会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する正会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本会議所は、正会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び数)

第16条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上27名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長、1名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任及び資格)

第17条 本会議所の理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 本会議所の理事は正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りでない。

3 理事長、副理事長及び専務理事は総会の決議によって理事の中から選定する。

4 その他、役員を選任にかんして必要な事項は、別に定める規定による。

5 監事は、本会議所の理事又は使用人と兼任することができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とす

る。

- 7 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

第18条 理事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日からその年の12月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事は、第16条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

- 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 監事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日から、選任された翌々年の12月31日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 監事は、第16条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

- 6 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の職務)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより本会議所の職務を執行する。

- 2 理事長は、法人法上の代表理事とし、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副理事長及び専務理事は、法人法上の業務執行理事とし業務を分担執行する。

- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。

(理事会への報告義務)

第21条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第22条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第23条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第24条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長等)

第25条 本会議所に、任意の機関として直前理事長1名を置く。また必要な場合、特別顧問1人又は2人を置く。

(直前理事長等の職務)

第26条 前条の直前理事長及び特別顧問の職務は、次のとおりとする。

(1) 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。

(2) 特別顧問は、本会議所の運営に関する事項について、理事長の諮問に応え、又は意見を述べることができる。

2 直前理事長及び特別顧問の任期は、第18条第1項の規定を準用する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 理事及び監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、行わなければならない。

3 前項の規定により解任しようとする場合は、当該理事又は監事に予め通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(責任の免除)

第29条 本会議所の役員が法人法上の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総 会

(種 類)

第30条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 毎年2月に開催される定時総会を法人法上の定時社員総会とする

(構 成)

第31条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第32条 総会は、法人法に規定する事項及び本定款に別に定めるもののほか、次の各号を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事長、副理事長及び専務理事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額及びその規程
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び会計報告（貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書）の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 規程の制定、変更及び廃止
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第33条 定時総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき。

(招 集)

第34条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、理事長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第35条 総会の議長は、出席正会員の中から理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第33条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第36条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(決 議)

第37条 総会の議事は、法令及び本定款に別に規定するもののほか出席正会員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者を一括して決議するのではなく、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の委任)

第38条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決権)

第39条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第40条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第41条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第42条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6) 第29条の責任の免除

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第43条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は毎月1回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第22条第2項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 第22条第3項の規定により、監事が招集したとき。

(招 集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。なお、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事、各監事及び直前理事長に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第45条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合、又は第43条第3項第3号、第4号及び第5号の規定により招集されたときには、理事の互選とする。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第47条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

3 第一項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第19条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第50条 本会議所は、毎月1回以上(年12回以上)例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第51条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

3 各委員会を統括する者として、室長をおくことができる。

4 室長及び委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

5 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、室長及び直前理事長を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第52条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会及び総会の決議により別に定めるところによる。

(資産の構成)

第53条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 入会金

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(経費の支弁)

第54条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第55条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第56条 本会議所の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第57条 本会議所の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を得た後、毎事業年度開始の日の前日までに総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

3 第1項及び第2項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第58条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会議所は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第59条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項の決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第60条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第62条第2項第11号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第61条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 管 理

(定款その他の書類の備付)

第62条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 監査報告
- (8) 理事及び監事の名簿
- (9) 役員の報酬規程
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

3 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事務局の設置)

第63条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は専務理事が統括する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第64条 本定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、変更することができる。

(解 散)

第65条 本会議所は法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、解散することができる。

(清算人)

第66条 前条の事由によって解散する場合、清算人はその総会においてこれを選任する。

(解散後の会費)

第67条 本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第68条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第69条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報の公開)

第70条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第71条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公 告)

第72条 本会議所の公告は、官報に掲載する方法による。

2 この法人の貸借対照表の公告は、前項の規定にかかわらず、定時総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第 1 1 章 補 則

(委 任)

第 7 3 条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は高橋好之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この改正規定は、平成 2 5 年 6 月 8 日から施行する。
- 5 平成 2 6 年 2 月 8 日改正